生徒指導通信

令和８年10月15日
熊野町立熊野東中学校
生徒指導部

～「加害者」にならないために。自転車の法的責任と命を守るルール～

身近な自転車ですが、「歩行者の仲間だから大丈夫」「自分が加害者になることはない」という油断はありませんか？道路交通法上、自転車は「軽車両（車の仲間）」であり、**事故を起こせば自動車同様に**法的責任（刑事責任・保護処分・高額な損害賠償義務）が発生します。今回は三つのケースから法的責任や過失割合を学び、危険予測とルールを確認しましょう

１．ケース別に学ぶ！ 自転車のリアルな法的責任と過失割合

【ケース①】　車道走行中、後ろから迫る自動車の通行を妨げ続けた場合

○道路交通法違反（左側端通行義務・避譲義務）

自転車は車道左側端を通行し、追いついた自動車に進路を譲る義務があります。妨害し続けた場合は「5万円以下の罰金（道交法120条）」の対象になります。



○「妨害運転罪（あおり運転）」の成立可能性（道路交通法117条）

意図的に塞ぎ続けた場合、あおり運転として「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科されます。14歳以上で危険行為を3年以内に2回繰り返すと「自転車運転者講習」が義務付けられます。

【ケース②】　歩道上で歩行者と接触！　相手が「大丈夫」と言ったので立ち去った場合

○歩道上事故の基本原則（基本過失割合：自転車 100% ： 歩行者 0%）

歩道は「歩行者優先」です。徐行・一時停止義務があり、接触事故は原則自転車側の過失が100%となります。

○相手の「大丈夫」を鵜呑みにする重大な法的リスク

相手が「大丈夫」と言っても後から傷病が判明するケースは多発します。立ち去ると「救護義務違反（ひき逃げ）」や「報告義務違反（道交法72条）」とみなされ重い追及を受けます。

【ケース③】　見通しの悪いT字路で一時不停止のまま進入し、車と衝突した場合

○道路交通法違反（指定場所一時不停止等：道路交通法43条）

一時停止標識を無視して進入した場合、「3か月以下の懲役または5万円以下の罰金」が科され、相手に怪我を負わせれば過失傷害罪も成立します。

○過失割合と金銭的負担（基本過失：自転車 55～60%：自動車 40～45%）

見通しの悪い交差点へ一時不停止で入った場合、相手が車でも自転車側の過失が過半数（55～60%以上）となり、車の修理代や治療費を負担しなければなりません。

２．「万が一」事故を起こしたときの「命を守る５ステップ」

①直ちに自転車を止め、負傷者の救護と119番通報を行う（最優先）
②警察（110番）へ連絡する（道路交通法上の報告義務・事故証明に必須）
③相手が「大丈夫」と言っても言葉を鵜呑みにせず、警察や保護者と連絡が取れるまでその場にとどまる
④その場から動かず、保護者や学校にすぐに連絡して助けを求める
⑤事故後動転してその場を離れてしまった場合：すぐ親や先生に話し、直ちに警察へ自己申告してください。「心配になり連絡した」と申告することで悪質なひき逃げと判定されるリスクを下げられます。

３．東中三訓（時・場・礼）でやり切る自転車マナー

【時】 時を守る：時間のゆとりを持ち、一時停止や左右の安全確認をやり切る。
【場】 場を清める：車道左側通行、歩道での「歩行者優先・徐行」を守り安全な環境を維持する。
【礼】 礼をつくす：「車の仲間」としての自覚を持ち、周囲に譲り合いと敬意の心を持つ。

４．自転車事故防犯「自分チェックリスト」

☐ 歩道は「歩行者優先」であり、接触事故時は自転車側が100%の責任を負うと理解している
☐ 相手が「大丈夫」と言っても絶対に立ち去らず、警察や親に連絡するルールを守れる
☐ 一時停止の標識がある交差点では、必ず停止線の直前で止まって安全確認をしている
☐ 万が一事故を起こして立ち去ってしまった場合、すぐに親や先生に話して警察に自己申告すると覚えた

「当たり前」のその先へ！
ルール厳守と自律した判断をやり切り、
自分と相手の尊い命を守り抜こう！



覚えておきたい、道路標識



原則として、自転車は歩道ではなく車道の左側を通行しますが、「自転車及び歩行者専用道路」の標識がある場合は、そこを通行することも可能です。ただし、歩行者を妨害しないよう、安全に通行しなければなりません。また、歩道上に自転車のマークで通行帯が指定されている時は、そこを通行します。標識などを確認した上で、周囲の安全に配慮しながら通行しましょう。



「一時停止」の標識がある場合は、車と同様に、自転車も一時停止の義務があります。特に信号のない交差点に置かれていることが多いので、「止まれ」のサインを見つけたら、一時停止をして安全を確認してから通行してください。